

6 国庫補助金

(1) 特殊教育就学奨励費負担金及び補助金

公私立の特殊学校並びに特殊学級へ就学する児童及び生徒の保護者等に対する都道府県並びに市町村の行う就学奨励事業に対し、国は予算の範囲内で、その2分の1を補助する。

年度別推移

単位：円

種別 年度	特殊学校（県立及び市立分）			特殊学級（市町村分）		備考
	区分	支給額	内国庫補助金額	実施市町村数	国庫補助金額	
13	負担金	262,541,661	131,270,830			実績
	補助金	126,757,652	61,118,785	75	48,007,000	
14	負担金	275,704,355	137,852,177			実績
	補助金	120,323,806	54,953,360	76	41,544,000	
15	負担金	282,763,063	141,381,531			実績
	補助金	122,965,977	52,163,282	74	41,578,000	
16	負担金	293,293,366	146,646,683			実績
	補助金	131,930,885	54,065,900	74	41,176,000	
17	負担金	309,622,259	154,811,129			実績
	補助金	145,415,248	53,734,678	71	39,212,000	
18	負担金	323,480,000	161,740,000			予定
	補助金	139,280,000	69,640,000	56	39,212,000	

(注) 「学校教育設備整備費等補助金（特殊教育設備整備費等）」について

これまで、特殊学校並びに特殊学級において、障害に適応した教育を実施するうえで、特別に必要とする設備を充実するため、国がこれらの学校及び特殊学級の設置者に対し、その設備の充実に要する経費の一部を補助していたが、平成17年度から廃止された。

7 特殊教育就学奨励事業

特殊学校並びに特殊学級に係る特殊教育就学奨励費負担金・補助金（特殊学級は補助金のみ）

公私立の特殊学校並びに特殊学級へ就学する児童及び生徒の保護者等に対する都道府県並びに市町村の行う就学奨励事業に対し，国は予算の範囲内で，その2分の1を補助する。

補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は，次のとおりである。

経費区分		学校種別 (部別)	特 殊 教 育 諸 学 校					特 殊 学 級	
			幼稚部	小学部	中学部	高等部		小学校	中学校
						本・別科	専攻科		
教科用図書購入費			-	-	-	31	39	-	-
学校給食費			40	29	29	33	43	46	46
交 通 費	本人経費		38	29	29	34	44	46	46
		付添人経費	小1～3年	30	44(肢)	(肢)	(肢)		
	小4～6年		44(肢) 48(重)	49(重)	56(重)	56(重)	-	-	
	帰省費	本人経費	38	29	29	34	44	-	-
		付添人経費	38	30	30	56(肢) (重)	56(肢) (重)	-	-
	職場実習費			-	-	60	45	45	-
交流学習費			H6	61	62	H元	-	H6	H6
寄に 宿伴 含む 居住 経費	寝具購入費		38	29	29	35	-	-	-
	日用品等購入費		38	29	29	35	41	-	-
	食費		38	30	30	36	41	-	-
修 学 旅 行 費	修学旅行費	本人経費	-	35	35	37	-	46	46
		付添人経費	-	51(肢) (重)	51(肢) (重)	H3(肢) (重)	-	-	-
	校外活動費	本人経費	45	44	44	51	-	46	46
		付添人経費	H7	H7	H7	H7	-	-	-
	宿泊生活訓練費	本人経費	-	53	54	H2	-	-	-
		付添人経費	-	H7	H7	H7	-	-	-
職場実習宿泊費			-	-	-	H8	H8	-	-
学用品購入費			45	36	36	42	-	46	46
新入学児童・生徒学用品費等			-	50	50	H5	-	50	50
通学用品購入費			45	42	42	52	-	46	46

注1) 数字は，初めて支給された年度を示す。

注2) 〇の欄は，法律補助経費を示し，その他の数字の入った欄は，予算補助経費を示す。

注3) 小学部4年から高等部に係る通学生の付添人の交通費（小1～小3までは全員に支給）は，肢体不自由養護学校の児童生徒の通学付添人及びその他の学校の重度・重複障害児の通学付添人についての経費である。

- 注4) 高等部についての帰省付添人の交通費は、肢体不自由養護学校の生徒及びその他の学校の重度・重複障害児の付添人についての経費である。
- 注5) 修学旅行の付添費は、肢体不自由養護学校の小・中・高等部（本科・別科）の児童生徒及びその他の学校の重度・重複障害児の付添人についての経費である。
- 注6) 特殊学級の交通費のうち交流学习費については、特殊教育諸学校及び特殊学級との交流が対象である。
- 注7) 特殊学級の児童生徒の交通費は、自家用車の運行に要する有料道路の通行料を除く。（補助対象外）

対象者等

		特殊教育諸学校	同左支給率	特殊学級	同左支給率
要保護家庭			全額		
準要保護家庭			全額		
収入額 需要額	1.5未満		全額		
	1.5以上		1/2		1/2
	2.5未満				
	2.5以上		0		0

特殊教育諸学校の幼・小・中学部の通学等に要する交通費、及び高等部の教科用図書購入費は全額。

特殊教育諸学校の幼・小・中学部の通学等に要する交通費及び高等部の教科用図書購入費は全額（幼・小・中学部の交流学习費、中学部の職場実習費は4分の3）。

通学等に要する交通費は全額。ただし、遠距離児童生徒通学費補助金対象児童生徒の通学に要する交通費は除く。

通学等に要する交通費は全額（交流学习費及び中学校の職場実習費は4分の3）。ただし、遠距離児童生徒通学費補助金対象者は除く。

- 注) 弱視、難聴、言語障害等で年間を通じて定期的に、特殊学級等で、特定の時間のみ特定の指導を受けている児童生徒については、その通学に要する交通費（他校通級の場合に要する交通費）のみを対象とすることができる。また、通級による指導の制度化に伴い、特別の指導の場で通級による指導を受ける児童生徒の通学費についても、同様に措置する。